

株 式 取 扱 規 則

令和4年8月10日

本 田 技 研 工 業 株 式 会 社

取締役会決議事項

昭和28年 4月27日
昭和28年12月30日 (改正)
昭和32年 4月27日 (〃)
昭和35年 4月28日 (〃)
昭和37年12月 1日 (〃)
昭和42年 3月31日 (〃)
昭和43年 8月19日 (〃)
昭和47年 2月28日 (〃)
昭和52年12月19日 (〃)
昭和56年 5月28日 (〃)
昭和57年10月 1日 (〃)
平成 3年11月14日 (〃)
平成11年10月 1日 (〃)
平成12年 4月 1日 (〃)
平成12年 5月12日 (〃)
平成12年12月 4日 (〃)
平成13年10月 4日 (〃)
平成14年 6月25日 (〃)
平成15年 4月 1日 (〃)
平成15年 6月24日 (〃)
平成16年 6月23日 (〃)
平成18年 1月31日 (〃)
平成18年 5月16日 (〃)
平成18年 6月23日 (〃)
平成21年 1月 5日 (〃)
平成21年 6月23日 (〃)
平成24年 4月 1日 (〃)
令和 2年 6月20日 (〃)
令和 4年 8月10日 (〃)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いについては、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下機構という）及び口座管理機関である証券会社等（以下証券会社等という）の定めるところによるほか、定款第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、この規則に定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人及び株主名簿管理人事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下振替法という）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下個別株主通知という）を除く）により行う。

- ② 前項のほか、新株発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行う。
- ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録する。

第 3 章 諸 届

(株主の氏名又は名称及び住所の届出)

第4条 株主は、氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)

第5条 外国に居住する株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人は、日本国内における常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名若しくは名称及び住所又は通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

(法人の代表者)

第6条 株主が法人であるときは、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第7条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定めて機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。代表者を変更したときも同様とする。

(法定代理人)

第8条 株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出なければならない。変更及び解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 4 章 株 主 確 認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む）が請求その他株主権行使（以下請求等という）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下証明資料等という）を添付し、又は提供しなければならない。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合には、前二項の手続きのほか、株主が署名又は記名押印した委任状を添付しなければならない。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要する。
- ④ 代理人についても第1項及び第2項を準用する。

第 5 章 書 面 交 付 請 求 お よ び 異 議 申 述

(書面交付請求および異議申述)

第11条 当会社は、会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述の方法を、書面によるものと定める。

ただし、証券会社等および機構を経由する書面交付請求の方法は、証券会社等および機構が定めるところによる。

第 6 章 少数株主権等の行使手続

(少数株主権等の行使手続)

第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名又は記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行わなければならない。

第 7 章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取り請求の方法)

第 13 条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行わなければならない。

(買取価格の決定)

第 14 条 前条の請求があったときは、請求が第 2 条の株主名簿管理人の株式事務取扱場所に到達した日における東京証券取引所の開設する市場での最終価格（その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初にされた売買取引の成立価格）に相当する額に株式の数を乗じて得た額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払)

第 15 条 単元未満株式の買取り請求があったときの買取代金は、当社が別途定める場合を除き、買取価格が決定した日の翌日から起算して 4 営業日目に支払う。ただし、買取価格が剰余金の配当、株式の分割又は株式の無償割当て等の権利付

価格であるときは、基準日又は割当日までに買取代金を支払う。

- ② 前項の買取代金を支払う際に第 24 条に定める手数料を控除する。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替える。ただし、買取りを請求した者に代金の受領遅滞があった場合には、当社が口頭の提供をした日（郵送による督促の場合には発信日）に当該株式を当会社の振替口座に振り替える。

- ② 買取請求を受けた単元未満株式の買取価格が剰余金の配当、株式の分割又は株式の無償割当て等の権利付価格である場合において、買取りを請求した者が買取代金を受領することなく、当該権利を行使することができる株主を定める日を経過したときは、前項の規定にかかわらず、その日の営業時間が終了したときに当該株式を当会社の振替口座に振り替える。

第 8 章 単元未満株式の買増し

(単元未満株式の買増請求の方法)

第 17 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下買増請求という）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行わなければならない。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第 18 条 同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数

が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数（特定の目的で保有している自己株式数を除く）を超えているときは、その日における全ての買増請求は、効力を生じない。

（買増請求の効力発生日）

第19条 買増請求の効力は、第2条に定める株主名簿管理人の株式事務取扱場所に第17条に規定する買増請求が到達した日に生じる。

（買増請求の受付停止期間）

第20条 当会社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

（1） 6月30日

（2） 9月30日

（3） 12月31日

（4） 3月31日

（5） その他機構が定める株主確定日

② 前項にかかわらず、当会社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

（買増価格の決定）

第21条 買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格（その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日にあたるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格）とする。

② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

（買増株式の移転）

第22条 買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通

じて、買増代金として買増価格に第 24 条に定める手数料を加算した金額が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

第 9 章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第 23 条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認、手数料その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによる。

第 10 章 手 数 料

(手数料)

第 24 条 第 13 条によって単元未満株式の買取り及び第 17 条によって単元未満株式の買増しを請求する場合には、別途定める金額の手数料を支払わなければならない。

- ② 株主が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主の負担とする。